

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人

安堵町社会福祉協議会

I．活動の背景と基調

少子高齢化に伴う人口減少が進み、閉じこもりや社会的孤立、生活困窮などの社会問題を背景に、独居、高齢世帯の増加と共に、地域における近隣同士の支え合いや助け合い機能の希薄化、閉じこもりや社会的孤立、物価高騰などによる更なる生活困窮などの問題を複合的に抱えているケースも珍しくなく、地域の福祉課題は非常に複雑化、多様化しています。

また、今後発災する可能性の高い南海トラフ地震や、頻発する災害や、平時から災害についての備え等も含め、災害ボランティアセンター設置など迅速な支援体制の整備が求められるため、災害時に備えた訓練や体制づくり等を行うことが急務であり、当社会福祉協議会の果たすべき役割は非常に重要であります。

小さなまちだからできることを強みに、「住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を目指して、誰もが主体的に参画し、互いに役割を持ちながら支え合う地域づくりの拡充を図ってまいります。

II．重点目標

- (1) 総合相談機能の強化
 - ・アウトリーチ支援の徹底
 - ・総合支援相談体制の構築
 - ・誰一人取りこぼさない支援体制づくり
 - ・あらゆる生活課題への対応
 - ・権利擁護体制の整備
- (2) 地域のつながりの再構築
 - ・生活支援体制づくり
 - ・地域のボランティア等の担い手の発掘や人材育成
 - ・住民参加の連携・協働の体制づくり
- (3) 大規模災害と防災への支援体制の強化
 - ・災害ボランティアセンター設置と支援体制づくり
 - ・行政とのパートナーシップ

Ⅲ．具体的な事業の内容

【法人運営事業】

1． 社協総務運営

理事会・評議員会を年間２回以上開催し、事業計画・予算並びに事業報告・決算等、社協の運営方針等を検討、審議します。
また、庶務・経理関係全般業務を行います。

2． 広報・啓発活動

「社協だより」を年３回（１月、５月、９月）発行、またホームページ等を活用し見える化を行うと共に、社協の運営や活動状況、ボランティア活動、イベントなど福祉活動情報発信を行い、住民の地域活動への参加を促進していきます。

3． 募金運動の推進

国内外の天災・災害に対し、公共施設や町内各所に募金箱を設置し広く協力を求め、集まった募金は日本赤十字社奈良県支部を通じて支援を行います。

【地域福祉推進事業】

地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支え合いながら地域コミュニティを育成し、多様な活動と協働、助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指します。

そのためには、個別課題から地域における福祉課題の解決に向け、協議体やチームアプローチによるネットワークづくりを進めながら、地域の福祉総合相談窓口として、専門性を発揮しながら自己研鑽に努め、適切な関係機関へと繋ぐパイプ役を担います。

1． 総合相談支援機能の充実

地域住民から寄せられる多様な生活課題解決の入り口である、総合相談は、どのような課題であってもまずは受け止め、共に考えるという姿勢が大切です。一方、身寄りのない高齢世帯や物価

高騰等による更なる生活困窮などの地域福祉課題は、社協だけでは解決できるものではないため、さまざまな専門職や関係機関と協働し、必要な支援や専門相談機関へと繋ぐ役割もあります。地域づくりのネットワークを構築しながら総合的な支援体制づくりを行ってまいります。

2. 地域福祉活動の推進

地域での住民交流活動であるサロンやいきいき百歳体操などの「通いの場」は、地域の方々が中心となり活動されています。今後も住民主体の活動や新規参加者の増加を模索しながら、通いの場の更なる充実や高齢化が進む中での地域福祉活動の担い手の発掘に向けて、自治会、安寿会連合会、民生児童委員協議会、ボランティア団体、介護事業所、一般企業等と協力し支援を行います。

3. 生活困窮者への支援事業

・生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、生活での困りごとを抱えている方に対する相談や、様々な機関と連携し支援を行うことで社会的孤立を防ぎ、経済的自立の助長、促進と生活の安定を図ります。また、滞納者に対しては県社協と協力しながら償還指導を行います。また、令和7年度より緊急小口資金等特例貸付借受人フォローアップ支援事業を開始し、償還免除や猶予、償還等に係る支援や生活の困りごとへの相談支援体制の整備を図ります。

・食のたすけあい支援

食べられるのに様々な理由で市場に出回らなくなった食品をフードバンク奈良より提供を受け、生活にお困りの方や地域の活動へ繋ぐ支援を行います。また、イシメン株式会社とも連携し、もったいないをなくす活動を行います。イシメン株式会社よりの食の提供は、希望される安堵町内の社会福祉法人とマッチングを行っています。

また、公益社団法人 日本非常食推進機構より、賞味期限が近づいた災害備蓄食品等を受け取り、生活にお困りの方へ提供を行います。

4. 共同募金事業

安堵町共同募金委員会が中心となり「自分の町を良くするしくみ」をテーマに赤い羽根共同募金運動への一層の理解と協力を広く地域に啓発、促進し、町民や企業への広報・募金活動を行います。集まった募金の一部は、地域の活動に使っていただけるよう令和7年より安堵町共同募金委員会により安堵町共同募金委員会助成金事業を実地しており、皆様のあたたかい募金により地域の福祉活動の支援を行っております。

5. 福祉団体事務支援

民生児童委員協議会・安寿会連合会・赤十字奉仕団等町内ボランティア団体の地域における様々な活動を支援しながら、社協における地域福祉活動と連携、協働していきます。また、県社協やその他からの関連する情報や助成金等の情報提供を行い支援します。

6. 地域への貸与事業

① 車いす貸与

介護保険での利用ができず、歩行が困難で一時的に車椅子を必要とされる方に、車椅子を最大3か月間無償で貸し出します。必要に応じて延長期間も設け対応いたします。

② 3人乗り自転車貸与

幼児2人同乗用自転車を貸与することにより、子育て多子世帯の経済的な負担を軽減し、外出機会の確保や社会参加を促進し、育児不安の解消を図ります。また、3人乗り自転車貸与者のお子様へのヘルメット無償で貸し出しも行います。

③ レクリエーション物品貸与

鍵盤、スカットボール、輪投げ、ラダーゲッター、ポップコーン機、わたがし機、プロジェクター等、子ども会行事や地域活動等で活用していただけるよう無償で貸し出します。

④ ベビーベッド貸与

幼児の健やかな成長を支援するとともに、保護者等の経済的負担の軽減を図り、子育て世帯の支援としてベビーベッドを無償で貸し出します。

7. 災害に対する備えやボランティア活動支援

平時から災害時に備えた住民生活の支援体制づくりを町、県社協、法隆寺青年会議所、生駒郡内4町の社協と災害協定を結びながら行います。発災後に支援が必要な住民の生活再建に向けた初動体制の整備と、ボランティア活動とのマッチング機能の充実を図ります。避難行動要支援者の支援についても安堵町役場と連携を行います。また発災後においては、各関係機関や地域住民の方々と共に被災者支援を行います。

また、普段から多様な福祉課題や生活支援ニーズに対応できるよう、地域福祉の担い手や活躍できる人材の確保のための啓発や育成といった支援体制づくり、地域での支え合い活動の充実を図ります。

8. 日常生活自立支援事業

物忘れのある高齢者や、生活に不安のある知的障害者あるいは精神障害をお持ちの方が、介護などのサービスに関することや普段のお金の扱いについて、安心して生活ができるようお手伝いします。

9. 日赤募金事業

① 社資募金活動

毎年5月は日赤社員増強運動として社資募集を呼びかけるため、赤十字奉仕団の方々と協働して理解と協力を呼びかけます。

② 献血活動事業の支援

町内で年に2回実施している献血事業に対して、赤十字奉仕団と協力して広報・啓発活動を行います。

③ 地域赤十字奉仕団活動促進助成金交付事業

奉仕団の活動を促進することにより、赤十字活動に対する県民の理解を深め、健康で安心して暮らせる共同社会の構築に寄与することを目指します。令和6年度から3年間、モデル赤十字として活動を行います。

10. 小口資金貸付事業

低所得者や生活困窮者等に対し、当社協独自の貸付を行うことにより、困窮状態が改善し、将来の経済的自立と生活意欲の助長を図れるよう情報提供や関係機関への連携を行うことにより、安定した生活が送れるよう支援します。

11. 福祉サービス苦情解決

福祉サービス分野に「苦情解決のしくみ」を導入し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を配置、社協窓口にも意見箱を設置するなどし、広く住民の声に耳を傾け、今後も住民の権利を擁護するとともに、事業の質の向上及び運営の透明性を図ります。

【受託事業】

1. 地域包括支援センター運営

地域の特性に応じた住民主体サービスの推進や、地域の支え合い等多様な介護支援の担い手の発掘など、今後も地域包括支援センターの果たせる役割を十分に発揮し、住民、行政、各関係機関、団体等と連携協働しながら以下の事業を行います。

また、介護予防や認知症、医療介護連携、権利擁護、地域のケアマネジャーの後方支援等様々な課題について包括的に取り組み、個別課題から地域課題を抽出し、地域での生活支援ニーズに対応していける地域資源の発掘と把握、住民への普及啓発を行いながら、「安堵町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に沿って地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指します。

【地域支援事業】

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的支援事業
- ・地域ケア会議の充実
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症総合支援事業

【指定介護予防支援事業】

2. 介護予防事業

介護予防事業と保健事業を一体的に取り組むことで、要介護状態になることを早期から予防していきます。また、要介護状態になっても、その有する能力の維持向上に努め、地域の将来像を見据えながら、本人の主体性を引き出せる予防事業として、健康状態把握事業の継続と、フレイル予防を目的とした介護予防事業を展開していきます。

【地域介護予防活動支援事業】 通いの場等活動支援

「いつまでも元気なところとからだ」を目標に、各地域においていきいき百歳体操が実施されています。筋力・柔軟性・体幹バランスを鍛えることでフレイル予防をおこない、健康寿命の延伸にむけて、地域住民と模索しながら普及啓発に努めていきます。また、介護予防で非常に重要な口腔フレイル予防「かみかみ百歳体操」も行っています。

社会参加の促進に引き続き、今後も各地域住民が主体となっていくことが重要で、その活動支援に努めます。住民が自宅から歩いて行ける公民館などで、週1回定期的に体操を行うことで、ご近所同士の声のかけ合いや支え合いの「通いの場」となっており、地域づくりへと繋がっています。

また、各地域の健康サポーターの活躍にも期待しながら、介護予防の普及・啓発を、専門職の協力を得ながら推進していきます。

【地域リハビリテーション活動支援事業】 リハ職派遣事業

リハビリ専門職と共に、生活における課題や通いの場への参加の評価を行いながら、高齢者の有する能力を評価、改善の可能性を助言し、自宅においても自立した生活が送れるように支援を行います。

また、毎月行う自立支援型地域ケア会議では、自立に向けたケアプランの作成について、リハビリテーションや口腔、栄養面等に関する専門職の視点を交え、ケアプランチェックを行います。

3. 生活支援体制整備事業

地域のつながりや支え合い活動の構築、制度では解決できない暮らしの中の困りごとや課題の解決に向け、アウトリーチを基本としながら生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民の主体性を引き出す住民ボランティア、関係機関と協議体を開催しながら共に地域の課題解決に努めます。また活動者の担い手の育成を行うとともに、災害時に備えた地域における支援体制の整備を行います。

【生活支援サポーター養成講座開催】

- ・ボランティア講座開催予定（担い手の育成）

【ボランティアよりそい隊・ワンコイン支え愛サポーター活動支援】

- ・各ボランティアの定例会開催
- ・各ボランティア間の連携と課題解決への取組支援
- ・支援の必要な方と支援提供側とのマッチング機能の充実
- ・担い手の人材育成と活動支援

4. 社会参加援助サービス事業

社会参加促進事業として手話奉仕員養成講座を開催し、一人でも多くの方に参加いただき、聴覚障害者への理解と手話の知識を学ぶことで交流を深め、障害を持った方への暮らしやすいまちづくりを推進します。令和8年度は9月より基礎課程フォローアップ講座全20回開催を予定しています。